

●安全管理規定

・基本理念

安全衛生活動は、企業経営の基盤であり、我社で働く人及び地域社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指します。

・目標

現場での不安全行動を無くし、労働災害（休業4日以上）及び公衆災害発生件数を0件とする。

●安全統括管理者

氏名： ██████████ 役職：船舶事業部長 選任日：令和7年7月11日

●運航管理者

氏名： ██████████ 役職：船舶事業部長 選任日：令和7年7月11日

●安全基本方針

1. 安全衛生関係法令及び社内基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。
2. 職場の危険有害要員の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、“災害ゼロ”から“危険ゼロ”の安全で快適な職場づくりを推進します。
3. 過重労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛星管理体制の充実を図り、社員の健康確保対策を推進します。
4. 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。
5. 社員教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。
6. 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

●安全重点施策及び達成状況

①安全航行及び基本運転の励行

- ・運行管理者が安全管理規定に定めた基準により、運行中止と判断した場合は、船長・船員に対して運航中止を指示し、経営トップへ連絡する
- ・運航に関して船長・船員及び関係者全員が『安全管理規程（運航基準・作業基準・事故処理基準・地震防災対策基準・非常連絡表含む）』の内容を把握し安全運航に努める。

②危機管理体制の確立と船体施設の整備推進

- ・万一の事態に備えた『非常連絡表』の把握と『救命設備』の日常点検及び教育指導の実施
- ・チェック表を用いた点検・整備を実施し、船体・機関を良好な状態に維持する。